

第5編 資料・各種様式

第1章 各種様式

第2 関係省庁における対応要領
第5編 資料・各種様式
第1章 各種様式

第1節 警戒事態

※ 最初に警戒事態に該当する事象地震等の自然災害が発生した場合の初動

要 請 (案) 要請案

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(PAZ及びUPZ内の道府県・市町村の長あて)

_____ 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に発生した〇〇〇 (例: ××を震源とする地震) は、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当すると判断したことから、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。

※ 様式-1-1の要請文を発出した後に、最初に警戒事態に該当する地震等の自然災害が発生した後に、警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等により、施設敷地緊急事態に進展するおそれがあるが発生した場合

要 請 (案) 要請案

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(P A Z 及びU P Z 内の道府県・市町村の長あて)
_____ 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所〇号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(令和3年度の原子力総合防災訓練で使用した例)

- 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z の住民であって施設敷地緊急事態要避難者(注)は、避難準備を始める実施すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を始める実施すること。
- 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z の住民であって施設敷地緊急事態要避難者(注)に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始める実施すること。
- 〇〇県及び◇◇県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を始める実施すること。
- 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z 及びU P Z の住民、一時滞在者、~~その他公私~~の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

※ 様式-1-1の要請文を発出する前に、原子力施設の重要な故障等により、施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合最初から警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生した場合

要 請 (案) 要請案

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(P A Z 及びU P Z 内の道府県・市町村の長あて)

_____ 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所〇号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(令和3年度の原子力総合防災訓練で使用した例)

- 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z 及びU P Z に該当する〇〇道府県、◇◇道府県、××市町村及び△△市町村は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。
- 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z の~~住民であって~~施設敷地緊急事態要避難者(注)は、避難準備を始める実施すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を始める実施すること。
- 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z の~~住民であって~~施設敷地緊急事態要避難者(注)に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始める実施すること。
- 〇〇県及び◇◇県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を始める実施すること。
- 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z 及びU P Z の住民、一時滞在者、~~—~~その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

第2節 施設敷地緊急事態

〇〇〇〇（警察庁警備局長、消防庁長官、海上保安庁次長、防衛省統合幕僚監部総括官）殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

人員等の輸送支援依頼について

標記の件について、下記のとおり人員等の輸送支援を依頼します。

記

1. 理由

(例) 原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）へ参集するため

2. 期日及び経路

〇〇年〇月〇日〇時〇分 〇〇から 〇〇まで

3. 輸送支援希望

(1) 人員

〇〇 〇〇 (所属、氏名 を記載)

〇〇 〇〇 (")

(2) 資機材

別紙のとおり

要 請 (案) 要請案

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(P A Z 及びU P Z 内の道府県・市町村の長あて)
_____ 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

〇〇電力株式会社から〇〇原子力発電所〇号機において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け~~たので~~、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(令和3年度の原子力総合防災訓練で使用した例)

- 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z のに該当する市町村の住民であって施設敷地緊急事態要避難者(注)は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。~~ただし、~~避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅等すること。当該地域の住民(施設敷地緊急事態要避難者を除く。)は、避難準備を実施すること。
- 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、地方公共団体は、P A Z に該当する市町村の住民に対する安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。準備を行うこと。
- 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z の住民(施設敷地緊急事態要避難者(注)を除く)は、避難準備を始めること。U P Z の住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者は帰宅等すること。
- 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z の住民(施設敷地緊急事態要避難者(注)を除く)に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始めること。及びU P Z 内の地方公共団体は、あらかじめ指名した要員を原子力規制委員会が立ち上げた緊急時モニタリングセン

タへ派遣すること。

- ・ 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のUPZの住民は、屋内退避の準備を始めること。
当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で帰宅すること。
- ・ 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZ及びUPZに該当する市町村の住民、一時滞在者~~—~~その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

第2 関係省庁における対応要領
第5編 資料・各種様式
第1章 各種様式

第3節 全面緊急事態（フェーズ1）

公 示 (案) 公示案

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	〇〇市、□□町、△△村、・・・ （地域名及び海域が含まれる場合は事故施設（現場）から半径〇〇m圏内の海域）（注）
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 <u>令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分</u>
	発生場所 <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所〇号機</u>
	発生場所の天候状況 <u>〇〇</u>
	放射線等の状況 <u>排気筒モニタの値： 〇〇〇〇</u> <u>モニタリングポストの値： 〇〇〇〇</u>
	被害状況： <u>令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 △△△△△（10条事象）</u> <u>令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 △△△△△（15条事象）</u>
	その他特記事項
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	<u>（令和3年度の原子力総合防災訓練で使用した例）</u> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZに該当する市町村の住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。</u> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のUPZに該当する市町村の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。</u> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZ及びUPZの市町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。</u>

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(様式-5.4)

指 示 (案) ~~指 示 案~~

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(P A Z 及びU P Z 内の道府県・市町村の長あて)

_____ 殿

内閣総理大臣 名

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所〇号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

(令和3年度の原子力総合防災訓練で使用した例)

- 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z ~~に該当する市町村~~の住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け、服用し、避難すること。~~また、ただし、~~避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避を実施すること。
- 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のU P Z ~~に該当する〇〇市町村~~の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z 及びU P Z ~~に該当する△△市町村~~の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(別紙)

安定ヨウ素剤の服用に当たって

1. 服用対象者

一時滞在者等も含め、指示を受けた地域に所在する者は服用すること。

特に、以下の者は服用を優先すること。

- ・妊婦
- ・授乳婦
- ・未成年者（乳幼児を含む。）

2. 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、原子力規制委員会の判断に基づいた原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に従うこと。

3. 服用量及び服用方法

以下の表¹に示す。

¹ 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和3年7月21日 一部改正）

対象者	ヨウ素量(mg)	ヨウ化カリウム量(mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤(16.3mg) 1包
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤(16.3mg) 2包 又は ゼリー剤(32.5mg) 1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤(50mg) 1丸※
13歳以上	76	100	丸剤(50mg) 2丸※

※丸剤の服用が困難な者は、ゼリー剤又は散剤を水等にて溶解した液体を用いることができる。

4. 副作用に対する対応

アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応は極めてまれではあるが、地方公共団体は、救護所等での体制整備や受入可能な医療機関との連携等に努め、適切な対応を行うこと。

甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低いが、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮を行うこと。

(様式－6)

~~—(案)—~~ 令和〇〇年〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所事故に係る

原子力緊急事態宣言 (案)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、〇〇~~〇~~原子力発電所~~—(事業所名※)—~~において、~~—(事象の発生状況を記載。—(例) 原子炉冷却材の漏えいが発生し、非常用の炉心冷却装置による注水を行っていたところ、その後、〇時〇分、全ての非常用の炉心冷却装置による注水機能が喪失した) ため、~~原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する事象~~—(例：原子炉注水機能の喪失) が発生したとの通報を受けた。これを受け、原子力規制委員会は原子力緊急事態が発生したと認めた。~~

このため、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

(令和3年度の原子力総合防災訓練で使用した例)

現在、〇〇原子力発電所の敷地外への放射性物質の漏えいは認められない。

〇〇原子力発電所において、複数の対策を実施しており、炉心の損傷や格納容器の破損という事態に至らぬよう努めていく。

仮にこうした対策が全て有効に機能せず、ベント操作により少量の放射性希ガスを放出する事態に至る場合があるとしても、〇日程度の時間的余裕が見込まれる。

こうした状況下で、しかしながら、国民の生命及び身体の安全の確保することが最も重要であるとの観点から、放射性物質の放出前の今の現時点から、避難、屋内退避などの対策を実施する。

具体的には、①—〇〇〇原子力発電所—(事業所名)—から概ねおおむね5 km圏内 (P A Z) の住民等及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、原則、安定ヨウ素剤をの配布を受け服用し、慌てることなく落ち着いて、避難を実施すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでの間、引き続き屋内退避を継続すること実施する。

また、避難等を行う上記の地域を除く、〇〇原子力発電所から概ね5 km から30 km 圏内 (U P Z) の住民等は、屋内退避すること。今後、状況を見て、屋内退避の解除や、必要な場合には、しっかりと準備を整えた上で、避難指示を行うので、それまでの間、落ち着いて屋内退避を続けること。

②—〇〇〇—(事業所名)—からおおむね5 kmから30 km圏の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施する。

③—これら地域の住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意する。

政府としては、この後、直ちに原子力災害対策本部を官邸に、現地対策本部を〇〇県〇

○町のオフサイトセンターに設置し、関係府省庁・関係機関が一体となって、事態の早急な収束と、国民の皆様の安全確保を最優先に、全力で対処していく。

また、事態の推移や放射線モニタリングの結果の~~について~~迅速に情報提供を行い、状況に応じ、更なる指示を発していく。

このため、避難や屋内退避の対象となる地域の皆様、国民の皆様におかれては、防災行政無線、ラジオ、テレビ等~~、ラジオ~~によるインターネットなどの情報に注意し、~~て~~いただきたい。~~（放射性物質の放出見込みについて言及）については、十分な時間的余裕があるので、~~国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動していただきたい。

(様式－7)

(案)

府政原防第〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣 〇〇〇〇 殿

内閣総理大臣 名

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇事故に係る原子力災害対策本部の設置
について

標記について、別紙のとおり閣議を求めます。

(様式－8)

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇事故に係る原子力災害対策本部の設置について

令和〇〇年〇〇月〇〇日
閣議決定案

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第16条第1項の規定に基づき、下記により、臨時に、原子力災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

記

1. 本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇事故に係る原子力災害対策本部
- (2) 設置場所 東京都（総理大臣官邸）
- (3) 設置期間 令和〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

2. 本部の構成は、次のとおりとする。

- 本 部 長 内閣総理大臣
- 副 本 部 長 内閣官房長官、環境大臣、~~内閣府特命担当大臣（原子力防災）~~及び原子力規制委員会委員長並びにこれらの者以外の本部員のうち内閣総理大臣が指名する者
- 本 部 員 原子力災害対策本部長及び原子力災害対策副本部長以外の全ての国務大臣、内閣危機管理監並びに原子力災害対策副本部長以外の副大臣、環境大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

3. 本部の庶務は、内閣府政策統括官（原子力防災担当）において処理する。

(様式－9)

(案)
○内閣府告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十六条第一項及び第十七条第九項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を次のように設置したので、同法第十六条第二項及び第十七条第十項の規定により告示する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 名

一 原子力災害対策本部

(一) 名 称 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇事故に係る原子力災害対策本部

(二) 設置場所 東京都（総理大臣官邸）

(三) 設置期間 令和〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

二 原子力災害現地対策本部

(一) 名 称 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇事故に係る原子力災害現地対策本部

(二) 設置場所 原子力緊急事態に係る原子力事業所について指定された緊急事態応急対策等拠点施設

(三) 設置期間 令和〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

(様式-9-1)

令和〇〇年(〇〇〇〇年) 〇〇電力株式会社〇〇発電所事故に係る
原子力災害現地対策本部の設置について

〔令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇原子力災害対策本部長決定〕

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第17条第9項に基づき、下
記のとおり、令和〇〇年(〇〇〇〇年) 〇〇電力株式会社〇〇発電所事故に係る原子力災
害現地対策本部を設置する。

記

- (1) 名称 令和〇〇年(〇〇〇〇年) 〇〇電力株式会社〇〇発電所事故に係る原
子力災害現地対策本部
- (2) 設置場所 〇〇県〇〇原子力防災センター
- (3) 設置期間 令和〇〇年〇月〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認
める期間

(様式－10－1)

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇電力株式会社〇〇発電所事故に係る
原子力災害対策副本部長の指名について

令和〇〇年〇〇月〇〇日
内閣総理大臣 決裁

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇電力株式会社〇〇発電所事故に係る原子力災害対策本部
について、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第5項に基
づき、下記の者を原子力災害対策副本部長に指名する。

記

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 〇〇〇〇

原子力利用省庁大臣 〇〇〇〇*1

内閣府特命担当大臣（防災） 〇〇〇〇*2

*1 原子力利用省庁大臣は、実際は「経済産業大臣」などとする。

*2 内閣府特命担当大臣（防災）は、自然災害との複合災害の場合の想定

(様式－10－2)

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇電力株式会社〇〇発電所事故に係る
原子力災害対策副本部長の任命等について

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇原子力災害対策本部長決定

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇電力株式会社〇〇発電所事故に係る原子力災害対策本部
について、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第5項に基
づき、下記の者を原子力災害対策副本部長に任命する。

記

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 〇〇〇〇

原子力利用省庁大臣 〇〇〇〇*1

内閣府特命担当大臣（防災） 〇〇〇〇*2

また、原子力災害対策特別措置法第17条第6項に規定する原子力災害対策本部長があ
らかじめ定める原子力災害対策本部長の職務を代理する原子力災害対策副本部長の順序
は、次の順のとおりとする。

内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長、内閣府特命担当大臣（原子力防
災）、原子力利用省庁大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

*1 原子力利用省庁大臣は、実際は「経済産業大臣」などとする。

*2 内閣府特命担当大臣（防災）は、自然災害との複合災害の場合の想定

(様式－10－3)

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇電力株式会社〇〇発電所事故に係る
原子力災害対策本部員及び原子力災害対策本部の職員の任命について

令和〇〇年〇〇月〇〇日
内閣総理大臣 決裁

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第7項第3号及び第8項に基づき、令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇電力株式会社〇〇発電所事故に係る原子力災害対策本部について、下記のとおり、原子力災害対策本部員及び原子力災害対策本部の職員を任命する。

記

原子力災害対策本部員

- 内閣府副大臣 〇〇〇〇*1
- 内閣府大臣政務官 〇〇〇〇*1
- 原子力利用省庁副大臣 〇〇〇〇*2
- 原子力利用省庁大臣政務官 〇〇〇〇*2

原子力災害対策本部の職員

- 別紙のとおり*3

- *1 内閣府副大臣・大臣政務官は、原子力災害現地対策本部長を務めるため、原災本部員としての任命が必要
- *2 原子力利用省庁副大臣・大臣政務官は、原子力被災者生活支援チーム事務局長を務めるため、原災本部員としての任命が必要（実際は「経済産業副大臣」「経済産業大臣政務官」などとする。）
- *3 内閣府は、あらかじめ関係省庁と協議の上、本部の職員に充てることを予定する者の役職名に係るリストを作成する。また、更に本部の職員の任命を行う必要が生じた場合には、内閣府は、関係省庁に照会を行い、当該リストに記載の役職に就いている者その他必要な者の氏名及び所属元を取りまとめる。

(様式－11)

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部長及び
原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名について

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇原子力災害対策本部長決定

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第14項に基づき、
下記のとおり、令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部長及び原子力災
害現地対策本部員その他の職員を指名する。

記

原子力災害現地対策本部長

内閣府副大臣 〇〇〇〇（又は内閣府大臣政務官 〇〇〇〇）

原子力災害現地対策本部員その他の職員

別紙のとおり*

*内閣府は、あらかじめ関係省庁と協議の上、本部員その他の職員に充てることを予定す
る者の役職名に係るリストを作成する。また、更に本部員及びその他の職員の任命を行
う必要が生じた場合には、内閣府は、関係省庁に照会を行い、当該リストに記載の役職
に就いている者その他必要な者の氏名及び所属元を取りまとめる。

(様式一12)

緊急事態応急対策等に関する実施方針（案）

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇原子力災害対策本部決定

〇〇電力株式会社〇〇発電所事故に関し、本日、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、直ちに原子力災害対策本部を設置した。

今後、事故の推移によっては、周辺住民の安全を脅かす事態に至るおそれがあることから、以下の方針に則り、緊急事態応急対策等に取り組むこととする。

（例）

1. 事故の拡大防止、事態の早急な収拾及び住民の安全確保を第一に、事態の推移に応じた防護対策などに総力を挙げて取り組むこと。
2. 住民に対して、必要な情報を迅速かつ的確に伝達し、混乱の発生を防止すること。
3. 事態の推移に応じ、警察、消防、海上保安庁の部隊派遣及び自衛隊の原子力災害派遣を迅速に行うこと。

以上

(様式－13)

府政原防第〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

防衛大臣 殿

(災 害 名)
原子力災害対策本部長 名

自衛隊の部隊等の原子力災害派遣の要請について (要請)

原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号) 第20条第4項の規定に基づき、以下のとおり自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

記

- 1 原子力災害の状況及び派遣を要請する事由
参考－「公示」中「2. 原子力緊急事態の概要」のとおり状況であり、同「公示」中「1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域」における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため派遣を要請するもの。(※可能であれば今後の見通し等を記載)
- 2 派遣を希望する期間
令和〇〇年〇〇月〇〇日から当面の間 or 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
参考－「公示」中、緊急事態応急対策を実施すべき区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
緊急事態応急対策の実施に必要な活動
(例) ・緊急時モニタリング支援
・被害状況の把握 (※)

等

※以下の項目のうちから選択 (複数可)

緊急時モニタリング支援、被害状況の把握、避難の援助、行方不明者等の捜索救助、消防活動、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送、避難退域時検査及び簡易除染、その他 (具体的内容を記載)

- 4 その他参考となるべき事項
 - (1) 本派遣要請に関する調整窓口
対策本部窓口：・・・
現地対策本部窓口：・・・
 - (2) ・・・

(様式-14)

公 示 (案) 公示案

<p>1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域</p>	<p>〇〇市、□□町、△△村、・・・緊急事態応急対策を実施すべき区域 を下記の区域に変更する。(変更後の実施区域) -(地域名及び海域が含まれる場合は事故施設(現場)から半径〇〇 m圏内の海域)-(注)</p>
<p>2. <u>原子力緊急事態の概要</u></p>	<p><u>緊急事態該当事象発生日時</u> 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分</p> <p><u>発生場所</u> 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所〇号機</p> <p><u>発生場所の天候状況</u> 〇〇</p> <p><u>放射線等の状況</u> <u>排気筒モニタの値:</u> 〇〇〇〇 <u>モニタリングポストの値:</u> 〇〇〇〇</p> <p><u>被害状況:</u> <u>令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分</u> △△△△△ (10条事象) <u>令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分</u> △△△△△ (15条事象)</p> <p><u>その他の特記事項</u></p>
<p>3-2. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項</p>	<p>(令和3年度の原子力総合防災訓練で使用した例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZの住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。</u> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のUPZの住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。</u> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZ及びUPZの住民、一時区域内の居住者、滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、</u>

	<p>ラジオ、テレビ等による原子力事故に関する情報に注意すること。</p> <p>・現時点では、直ちに特別な行動を起こす必要はなく、落ち着いて指示を待つこと。</p> <p>(追加事項)</p> <p>・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のUPZのうち、〇〇県〇〇市〇〇地区、〇〇地区の住民は、一時移転手段の準備が整い安全な一時移転が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査等を受けること。屋内退避すること。</u></p> <p>・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のUPZのうち、上記一時移転地区の地域生産物の摂取を控えること。</u></p>
--	--

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(様式-15)

指 示 (案) 指示案

~~府政原防第〇〇号~~

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

(避難等が必要となる地域を含むUPZの道府県・市町村の長あて)
_____ 殿

原子力災害対策本部長 名

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所〇号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり 対応するよう 指示する。

記

(令和3年度の原子力総合防災訓練で使用した例)

- 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所からUPZのうち、〇〇県〇〇市〇〇地区、〇〇地区の住民は、一時移転手段の準備が整い安全な一時移転が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査等を受けること。圏内の住民は避難すること。
- ~~〇〇原子力発電所からUPZ圏内の住民は一週間程度内に一時移転すること。~~ • 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のUPZのうち、上記一時移転〇〇地区の地域生産物の摂取を控えること。
- 一時移転の対象となる上記一時移転地区の住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(様式－16)

安定ヨウ素剤服用の指示

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇知事 殿

〇〇市長 殿

〇〇町長 殿

〇〇村長 殿

原子力災害対策本部長 名

〇〇〇原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

標記の件について、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤を服用すること。

服用方法等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁、令和3年7月21日一部改正）を参照すること。

(様式－17－1)

指 示 案

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

各指定行政機関の長 殿

〇〇知事 殿

〇〇市長 殿

〇〇町長 殿

〇〇村長 殿

原子力災害対策本部長 名

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所第〇号機で発生した事故が原子力緊急事態に至ったことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1 放射線防護装備類の携行

あらかじめ整備された防護装備類を装着できるよう、携行すること。

2 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の初回服用を行うこと。複数回服用の開始時期は別途指示する。指示発出以降、複数回服用を行う機関は、業務のローテーションを組むなど服用回数を低減できるような体制をあらかじめ検討すること。

(様式-17-2)

指 示 案

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

各指定行政機関の長 殿

〇〇知事 殿

〇〇市長 殿

〇〇町長 殿

〇〇村長 殿

原子力災害対策本部長 名

〇〇電力株式会社〇〇発電所第〇号機については、放射性物質の放出に備え、防護装備類の装着等が必要とされたことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1 指定行政機関等※の防護措置

携行している防護装備類を装着する。以後の行動については、あらかじめ定めた放射線防護に係る指標を踏まえ、各組織の判断に基づき行動する。また、安定ヨウ素剤の服用を行い、業務を継続する場合は、24時間が経過するごとに服用する。なお、業務のローテーションを組むなど、服用回数を低減するよう努める。

※ 指定行政機関等とは、原子力災害対策特別措置法第26条第2項において緊急事態応急対策を実施しなければならないこととされている者をいう。

2 指定行政機関等から要請を受けて緊急事態応急対策に従事する民間事業者等の防護措置

携行している防護装備類を装着する。以後の行動については、あらかじめ定めた放射線防護に係る指標を踏まえ、防災業務関係者が属する組織及びその組織に緊急事態応急対策の実施を要請しようとする組織が行う判断に基づき行動する。安定ヨウ素剤の服用は実動組織等と同様の要領で服用する。

(様式－17－3)

指 示 案

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

各指定行政機関の長 殿

〇〇知事 殿

〇〇市長 殿

〇〇町長 殿

〇〇村長 殿

原子力災害対策本部長 名

〇〇電力株式会社〇〇発電所第〇号機からの放射性物質の放出の状況を踏まえて、〇 I L に基づく住民等の防護措置を関係地方公共団体の長等に指示したところであるので、原子力災害対策重点区域内の屋外又は〇 I L 1 若しくは〇 I L 2 に基づき防護措置の対象となった区域（原子力災害重点区域外を含む。以下同じ。）の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

〇 I L 1 又は〇 I L 2 に基づき防護措置の対象となった区域で活動を行う場合は携行している防護装備類を装着する。なお、マスクについては、防塵マスクの着用を原則とするが、沈着物が舞い上がりやすい活動を行う場合は半面マスクを着用する。〇 I L 1 又は〇 I L 2 に基づき防護措置の対象となった区域外で活動を行う場合は防護装備類の装着は不要であるが、放射性物質の再放出に備え携行する。また、安定ヨウ素剤は、原子力災害対策重点区域内で活動する場合であっても、原則として服用の必要はないが、放射性物質の再放出に備え携行する。

(様式-17-4)

指 示 案

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

各指定行政機関の長 殿

〇〇知事 殿

〇〇市長 殿

〇〇町長 殿

〇〇村長 殿

非常
緊急 災害対策本部長

原子力災害対策本部長 名

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所第〇号機で発生した事故が原子力緊急事態に至ったことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で災害応急対策又は緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、災害対策基本法第28条第2項及び原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1 防護装備類の携行

あらかじめ準備した防護装備類を装着できるよう、携行すること。

2 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の初回服用を行うこと。複数回服用の開始時期は別途指示する。指示発出以降、複数回服用を行う機関は、業務のローテーションを組むなど服用回数を低減できるような体制をあらかじめ検討すること。

(様式-1 ~~8-6~~)

府政原防第〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日
原子力災害対策本部長 名

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部長の権限の一部の委任について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第8項の規定に基づき、同条第1項から第7項に規定する令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部長の権限のうち、

-
-
-

を令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策副本部長のうち〇〇に委任する。

(様式－1 9-7)

(案)
○内閣府告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第八項の規定に基づき、令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇〇原子力災害対策副本部長のうち、次の表に掲げる者に、同条第一項から第七項に規定する令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇〇原子力災害対策副本部長の権限のうち、同表下欄に掲げるものを委任したので、同条第十項の規定により告示する。
(表を掲示)

令和 年 月 日

原子力災害対策副本部長 名

(様式－2018)

府政原防第〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日
原子力災害対策本部長 名

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部長の権限の一部の委任について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第9項の規定に基づき、同条第1項、第2項及び第5項に規定する令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部長の権限（同条第2項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）のうち、

-
-
-

を令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部長に委任する。

(様式- 21-1-9)

(案)
○内閣府告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第九項の規定に基づき、同条第一項、第二項及び第五項に規定する令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇〇原子力災害対策本部長の権限（同条第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）のうち、

○・・・
○・・・
○・・・

を令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇〇原子力災害現地対策本部長に委任したので、同条第十項の規定により告示する。

令和 年 月 日

原子力災害対策本部長 名

(様式－2 ~~2-0~~)

原子力被災者生活支援チームの設置について
(原子力災害対策本部長決定)

令和〇〇年〇月〇日
原子力災害対策本部長 〇〇 〇〇

(原子力施設名称)の事故による原子力災害被災者の生活支援について、「(原子力災害対策本部名称)」の下に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置する。

<記載例>

1. 主な任務

~~・避難指示区域等の設定・見直し~~

・原子力被災者の避難・受入先の確保

・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施

~~・放射性物質に汚染された地域の除染~~

・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染

・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の摂取制限及び出荷制限・~~摂取制限~~

~~・放射性物質に汚染された地域の除染~~

・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理

・避難指示区域等の見直し・再設定

~~・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施~~

などの諸課題について、〇〇〇〇対策本部と緊密に連携しつつ、関係行政機関、関係地方公共団体、〇〇電力(株)等関係団体等との調整を行い、総合的かつ迅速に取り組む。

2. 構成員

チーム長 内閣府特命担当大臣(原子力防災) 〇〇〇〇

原子力利用省庁大臣 〇〇〇〇

事務局長 原子力利用省庁副大臣/大臣政務官 〇〇〇〇

事務局長補佐 内閣府大臣官房審議官 〇〇〇〇

3. 関係機関との緊密な連携

・・・との緊密な連携を図る。

(様式-2 3-1)

○内閣府告示第 号

「令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇事故に係る原子力災害現地対策本部」の設置場所を変更したので、令和〇〇年〇月〇日以内閣府告示第〇号(原子力災害対策特別措置法第十六条第一項及び第十七条第九項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置する件)の全部を次のように改正する。

令和 年 月 日

原子力災害対策本部長 名

一 原子力災害対策本部

- (一) 名 称 令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇事故に係る原子力災害対策本部
- (二) 設置場所 東京都(総理大臣官邸)
- (三) 設置期間 令和〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

二 原子力災害現地対策本部

- (一) 名 称 令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇事故に係る原子力災害現地対策本部
- (二) 設置場所 変更後の施設
- (三) 設置期間 令和〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

第4節 全面緊急事態（フェーズ2）

(様式－2 ~~4-2~~)

〇〇電力株式会社〇〇発電所に係る原子力緊急事態解除宣言

原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるため、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第4項の規定に基づき、〇〇電力株式会社〇〇発電所に係る原子力緊急事態解除宣言を発する。